

平成18年度 新上五島町行政評価実施要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、新上五島町行政評価制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、平成18年度事務事業評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（評価対象）

第2条 本年度は事務事業評価の初年度にあたるため、今後の事務事業評価を円滑に実施することを目的に一部試行することとし、評価対象は次の各号による。

また、1次評価は、各所管課各班1事業以上を実施するものとする。

（1）事前評価

平成19年度に実施しようとする全ての新規事業。但し、国庫補助事業（ハード事業）については、平成20年度に実施しようとする全ての新規事業。

（2）途中評価

平成17年度以前から実施されており、今後も事業計画が予定されている事務事業。

（評価方法）

第3条 評価は、別紙の事務事業評価表（事前評価・途中評価）により、行うものとする。

本年度の評価スケジュールについては、次のとおりとする。

項 目	期 日	備 考
職員への説明会	10月5(木),6日(金)	
総合計画の体系表の提出	10月13日(金)	財政課への提出期限
評価表の提出	10月30日(月)	財政課への提出期限
1次評価の整理・確認	11月15日(水)	
2次評価	11月16日～24日	
評価結果の通知	11月30日(木)	各課へ

（改善）

第4条 前条の実施に伴い生じた問題点については、行政評価制度プロジェクトチームにおいて、本年12月から1月を目処に検討するものとする。